

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎借地借家法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	1
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更(3件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始(3件) (")	2
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正 (公園下水道課)	3
◎告示(車両の乗入れ又は駐車をすることができる区域の定め)の一部改正 (")	3
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (")	4
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計企画課)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	4
〈3・3 掲示〉	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	5
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体異動の届出	6
○告示(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の訂正	6

規 則

借地借家法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。
平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

借地借家法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(高知県流通団地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正)

第1条 高知県流通団地の割賦分譲及び貸付けに関する規則(平成13年高知県規則第103号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第1項において」を「以下」に改める。

第2条第3項中「分譲の対価」を「、当該流通団地を分譲する場合の分譲の対価(次条第3項において「分譲の対価」という。)」に改める。

第3条第1項中「第24条第1項」を「第23条第2項」に改め、同条第2項中「前項の貸付料」を「同項の貸付料」に改め、同条第3項中「、当該流通団地を分譲する場合の分譲の対価(以下この項において「分譲の対価」という。)」を「分譲の対価」に改め、「相当する額とし」を削り、「、分譲の対価」を「分譲の対価」に改める。

第4条中「第2条第2項及び前条第2項の」を削る。

第5条中「分譲」を「割賦分譲」に改める。

(高知テクノパークの割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正)

第2条 高知テクノパークの割賦分譲及び貸付けに関する規則(平成16年高知県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、その対価」を「その対価」に、「次条第1項において」を「以下」に改める。

第3条第1項中「第24条第1項」を「第23条第2項」に改め、同条第2項中「前項の貸付料」を「同項の貸付料」に改める。

第4条中「分譲」を「割賦分譲」に改める。

(高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正)

第3条 高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則(平成13年高知県規則第127号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「分譲の対価」を「、当該高知新港企業用地を分譲する場合の分譲の対価(次条第2項において「分譲の対価」という。)」に改める。

第3条第1項中「第24条第1項」を「第23条第2項」に改め、同条第2項中「当該高知新港企業用地を分譲する場合の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中「による中学校」を「第45条の中学校(第9条第1項第3号において「中学校」という。)」に、「による高等学校」を「第50条の高等学校(第9条第1項第3号において「高等学校」という。)」に、「第56条第1項」を「第90条第1項」に、「第69条第1項」を「第150条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則(平成17年高知県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項の表中「財団法人高知県観光コンベンション協会が」を「知事が別に定めるところにより」に、「「高知県立施設無料入場券」」を「「高知県立施設等無料入場券」」に改める。

第7条第1項ただし書中「財団法人高知県観光コンベンション協会が」を「知事が別に定めるところにより」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川 字マツオカ5068番3 地先から 高岡郡越知町桐見川 字クワノサコ5181番 3地先まで	前	28.1 }	26
	後	27.7 }	
		28.4	

高知県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年3月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中家 地字アセセ629番2 から 四万十市西土佐中家 地字アセセ山1074番 1まで	前	3.5 }	212
	後	6.0 }	
		28.0	
四万十市西土佐中家 地字梅ノ木谷1番1 から 四万十市西土佐中家 地字ヤケッ川17番3 まで	前	3.0 }	321
	後	9.0	
		5.0	
四万十市西土佐中家 地字梅ノ木谷972番 1から 四万十市西土佐中家 地字ヤケッ川19番1	後	19.0	326

まで			
----	--	--	--

高知県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年3月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市巖岡字大淵 山乙4292番1	前	4.0 }	70
	後	6.0 }	
		20.0	
四万十市古尾字ヤク ラクチ1466番2から 四万十市古尾字ヤク ラクチ169番1まで	前	2.5 }	65
	後	5.0 }	
		11.0	
四万十市古尾字ゴビ ヨウ275番5から 四万十市古尾字山伏 が谷1510番ロまで	前	4.0 }	125
	後	4.0 }	
		26.5	

高知県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成20年3月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市宗呂字木ノ川口 丙3814番1から 土佐清水市宗呂字下赤松丙 3812番2まで	360	平成20年3月14 日
土佐清水市宗呂字クス原谷 丙149番2地先から 土佐清水市宗呂字愛宕山丙 3836番3まで	174	平成20年3月14 日
土佐清水市宗呂字愛宕山丙 3836番1	60	平成20年3月14 日

高知県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成20年3月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字元谷 山2519番1から 高岡郡四万十町興津字元谷 山2516番1まで	140	平成20年3月14 日
高岡郡四万十町興津字元谷 山2501番17から 高岡郡四万十町興津字元谷 山2501番62まで	186	平成20年3月14 日

高知県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町檜生原字大屋敷234番1から 高岡郡四万十町檜生原字大屋敷220番1まで	227	平成20年3月14日
高岡郡四万十町檜生原字シラヲ200番3から 高岡郡四万十町檜生原字シラヲ199番2まで	180	平成20年3月14日
高岡郡四万十町寺野字上ミトウカノ217番1から 高岡郡四万十町寺野字ホケロ623番3まで	269	平成20年3月14日

高知県告示第151号

昭和60年2月高知県告示第105号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

3中

「南国市田村字徳蔵ノ後乙664番1ほか27筆」

を

「南国市田村字徳蔵ノ後乙664番1ほか27筆

南国市片山字盛分177番1ほか17筆」

に改める。

4中「8.18ヘクタール」を「9.18ヘクタール」に改める。

高知県告示第152号

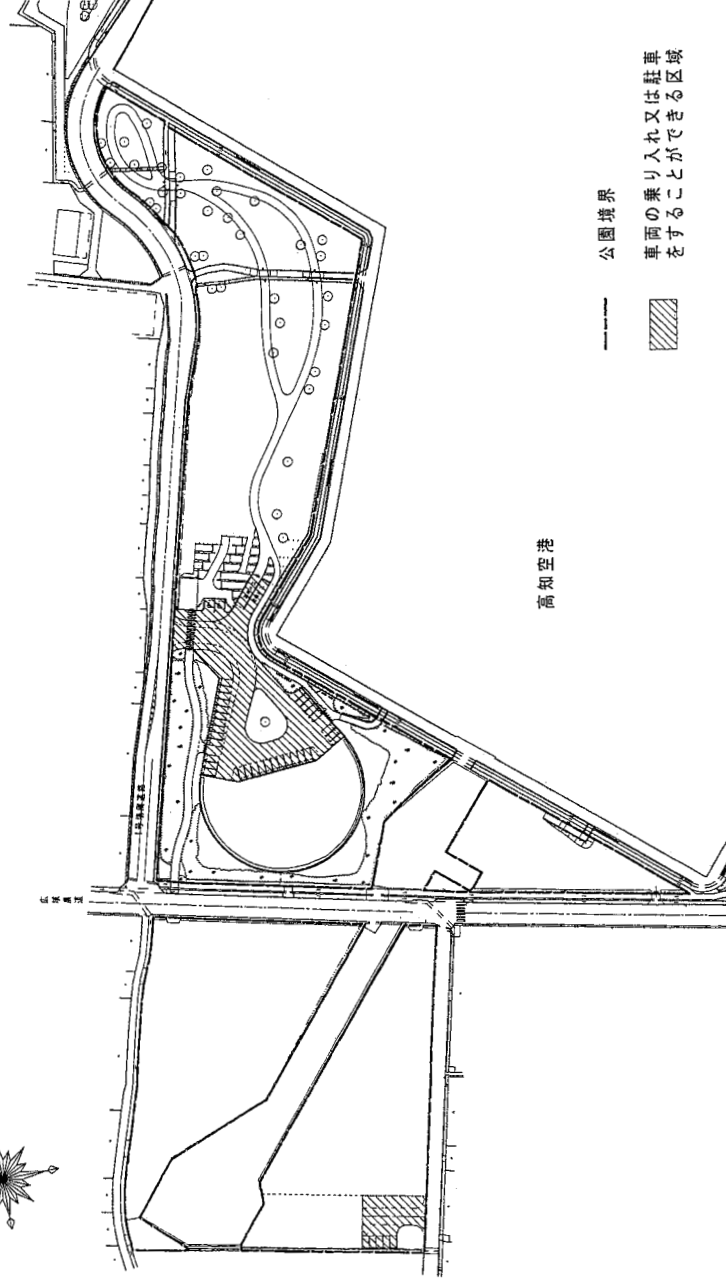
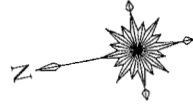
平成5年2月高知県告示第63号（車両の乗入れ又は駐車をすることができる区域の定め）の一部を次のように改正する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

別図4を次のように改める。

別図4



高知県告示第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大埴字角 屋敷乙1639番5	南国市大埴字角 屋敷乙1650番3	4.00	100.00

高知県告示第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市日吉 町二丁目	1358番1 1358番7	4.41	31.05	

高知県告示第155号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
安芸郡北川村野友1530
北川村
- 売りさばき所の所在地
安芸郡北川村野友1530 北川村役場
- 廃止年月日
平成20年2月26日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの

で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、平成20年3月3日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。
 平成20年3月3日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年3月3日	特定非営利活動法人うげうげ王国	味本 隆	高知市和泉町15番3-407号 ビ・ウェル和泉町	この法人は、高知県の交流人口拡大のため「うげる」という土佐人気質を持って来訪者を歓迎する文化を世界に発信することを目指し、「土佐の高知」の「うげる」という方言が示す精神・文化をPRし具体的な活動をする事で観光振興及び雇用機会の拡大に貢献し高知県経済の活性化に繋げ、もって公益の増進に寄与することを目的とする。又、日本国内はもとより世界に視野を広げ“世界の中の高知”を発信するため、土佐人(高知県民)らしく壮大な構想を持ち、自らも楽しみながら行動する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第16号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
 平成20年3月14日
 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
とかじ真幸後援会	矢野 忠孝	中山 正和	高岡郡日高村本郷278-1	平20・2・1

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年3月14日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県建設支部	異動なし	小松 潔	異動なし	平20・2・13
異動後			池本 裕亮		
異動前	自由民主党高知県港湾支部	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目2-15	平20・2・20
異動後				高知市萩町一丁目5-13	

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	田村公平後援会	竹内 義雄	異動なし	異動なし	平20・2・5
異動		小野山			

異動前	谷本良彦後援会	谷中 秀夫	異動なし	異動なし	平20・2・6
異動後		杉本 徳男			
異動前	大石宗後援会	異動なし	松田 健	高知市升形3-3	平20・2・8
異動後			山藤 高久	高知市山ノ端町218-1	
異動前	西内はるみ後援会	異動なし	異動なし	香南市夜須町坪井296	平20・2・12
異動後				香南市夜須町西山771-1	
異動前	高知建物等保守管理業政治連盟	異動なし	田村 文作	異動なし	平20・2・15
異動後			上田 利雄		
異動前	小松けんじ後援会	小松 幹侍	異動なし	異動なし	平20・2・22
異動後		松井 勝弥			
異動前	堺喜久美後援会	異動なし	堺 生至	異動なし	平20・2・29
異動後			堺 久里香		

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年3月14日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県高知市第三支部	高知市横内456	高橋 徹	解散	平20・2・7

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
かわさき雅文後援会	高知市天神町13-21	川崎 雅文	解散	平20・2・1
安芸紀雅後援会	香南市野市町東野833	安岡 健一	解散	平20・2・4
川沢敏一後援会	高知市春野町秋山590	川島 忠夫	解散	平20・2・4
楠本まさみと市政を語る会	高知市福井町2247-25	近藤 真一	解散	平20・2・4
坂東正介後援会	高知市春野町平和270	坂東 年子	解散	平20・2・6
林竹松後援会	室戸市羽根町乙3209	柿本 傳夫	解散	平20・2・12
立田安後援会	高知市春野町区分2020-5	高橋 正一	解散	平20・2・14
桜井のぶよし後援会	室戸市室戸岬町3226	永野 昭雄	解散	平20・2・18

高知県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成20年3月14日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	大石 宗	異動なし	大石宗後援会	高知市升形3-3	平20・2・8
異動後				高知市山ノ端町218-1	

高知県選挙管理委員会告示第20号

平成19年9月高知県選挙管理委員会告示第107号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成20年3月14日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

第1 定例報告のその他の政治団体の高知建物等保守管理業政治連盟の表中

「2 支出総額 580,626 円」
を
「2 支出総額 680,626 円」
に、
「政治活動費 480,000 円
組織活動費 20,000 円
寄附・交付金 460,000 円
合計 580,626 円」
を
「政治活動費 580,000 円
組織活動費 20,000 円
寄附・交付金 560,000 円
合計 680,626 円」
に訂正する。